

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとは、翌
日の翌日)

目次
◇条 例 鳥取県官鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

条 例

鳥取県官鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

昭和六十年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

例 鳥取県官鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

鳥取県官鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取
県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「前条」を「前二条」に、「八・五トン未満」を「三十
トン以下」に改める。
別表第一の着陸料の項を次のように改める。

着陸一回ごとに、ターボジェット発動機を装備する航空
機(以下「ターボジェット機」という。)以外の航空機に
あつては第一号の普通着陸料の金額、ターボジェット機に
あつては第一号の普通着陸料の金額と第二号の特別着陸料
の金額の合計額とする。

一 普通着陸料

航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以
下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金
率を適用して計算して得た金額の合計額

(一) 二五トン以下の航空機

イ 一トン以下の重量については、当該重量に対し三
五〇円

ロ 一トンを超え六トン以下の重量については、当該
重量に対し三五〇円

ハ 六トンを超える重量については、一トンごとに五
八〇円

(二) 二五トンを超える航空機

イ 二五トン以下の重量については、一トンごとに六
〇〇円

着 陸 料

別表第一の夜間照明料の項中「着陸料」を「普通着陸料」に改め、同表の停留料の項に次の一号を加える。

五 一〇〇トンを超える重量については、一トンごとに七〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二 特別着陸料

次に掲げる金額の合計額

(一) 五八〇円に、航空機の重量(トンによるものとする。)を乗じて得た金額

(二) 三、二六〇円に、国際民間航空条約の附属書十六に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(一EPNデシベル未満の端数があるときは、一EPNデシベルとして計算する。)から八三を減じた値を乗じて得た金額

ロ 二五トンを超え一〇〇トン以下の重量については、

一トンごとに九〇〇円

ハ 一〇〇トンを超える重量については、一トンごと

に一、一〇〇円

昭和59年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。